



京セラ環境負荷物質ガイドライン 附属書  
(ディスプレイ事業本部版)  
(第3版)

2023年 10月 17日

京セラ株式会社

ディスプレイ事業本部 ディ스플레이品質保証部

## 1.本附属書の目的

【京セラ環境負荷物質ガイドライン 附属書（ディスプレイ事業本部版）】（以下、**本附属書**）は、京セラグループの共通版である「京セラ環境負荷物質ガイドライン」（以下、**ガイドライン**）に対し、当事業本部お客様の要求される多様な「含有化学物質に関する調達基準」に応える事を目的として、追加制定したものです。

ディスプレイグループ（ディスプレイ事業本部、KTC、及び、SKCを包含）への「原材料、部品（一般購入品、外注加工品）、副資材等、及びそれらの梱包・包装」（以下、**納入品**）の納入に際しては【**ガイドライン、及び本附属書**】をご確認の上、遵守、ご対応頂きますようお願い致します。

## 2.本附属書に対応した書類提出要領

上記目的を鑑み、お取引様におかれましては以下に示します要領に従い、必要な書類をご提出頂きますようお願い致します。

### I. 環境負荷物質情報提出書類 下記 No.1, No.4, No.5 は PDF 形式にてご提出下さい。

No.	提出書類		提出要否 *1	初回提出時期	注記
		様式名称	化学物質／混合物 ／成形品		
1	ガイドライン	禁止化学物質 不使用保証書	◎	見積回答時	*2
2	成分表	IMDS	◎	量産確定時	*3,*4,*5
3		chemSHERPA-CI/AI	◎		
4	分析機関の個別様式	分析データ *6	○	要求時	*7,*8
5	取引先の個別様式	SDS（旧：MSDS）	○		*8

◎：原則 提出必須となります。

○：提出が必要な場合は、ディスプレイグループより別途連絡します。

\*1：当社への**納入品**全てを対象とします。

\*2：**社印捺印**の上、pdf ファイルにて送付願います。

なお、保証内容には **本附属書** も含みます。

\*3：原則として、部位重量比 100%成分開示で記載下さい。

※例外：社外秘成分を Misc として記載する事については、これを認めます。但し、

\*4：Misc (非開示) 物質は 「均質材料毎に 最大 10%」

\*5：**ガイドライン、及び、GADSL 収載の化学物質** は、情報開示必須を遵守願います。

\*6：最低限、RoHS 対象物質(2023 年 9 月時点では 10 物質) とします。

\*7：分析対象は、均質材料毎とします。

\*8：No.4 分析データ、及び、No.5 SDS に関する 要項 は、**ガイドライン**をご参照下さい。

## 《参考 URL》

No.1、京セラ株式会社・・・お取引先様と連携したグリーン調達取り組み

[https://www.kyocera.co.jp/ecology/eco/products/g\\_procure.html](https://www.kyocera.co.jp/ecology/eco/products/g_procure.html)

No.2 IMDS・・・FAQ（よくあるご質問）

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/faq>

No.2 GADSL

<http://www.gadsl.org/>

参照先 右側に 【 GADSL Reference List 】 へのリンク があります。

書類作成の際に最新版記載の対象化学物質をご確認願います。

No.3 chemSHERPAについて・・・経済産業省

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/aboutchemsherpa/>

## II. 提出時機

以下の各時機において、該当する**納入品**の出荷に先立ち、関係する資料をご提出願います。

(1) 新規の材料・部品採用時

(2) 量産開始後の仕様変更、4M 変更(購入先を含むサプライチェーンをたどる) の発生時

(3) ディ스플레이グループからの情報提供依頼時

※必要に応じて [1] 過去の未調査品、[2] RoHS 指令等各種規定変更前の納入品、[3] 試作品に関する情報提供を依頼させて頂く場合があります。

(4) RoHS 指令、REACH 規則などの各指令、法規制・法令の変更等による管理物質の改定時

※仕入先様において、取引通念上必要とされる注意義務に基づいて、

新たに管理、報告すべき化学物質が生じていないか確認を行い、該当化学物質が含有・使用されていることを認知した時。

(5) 新たな知見などにより、製品を構成する化学物質の内容に変更が生じた時

※仕入先様において、取引通念上必要とされる注意義務に基づいて、成分の化学変化や化合等の状態変化、変質等に伴う、管理、報告すべき化学物質の存在を認知した時。

例)「禁止物質類が意図しない副生成物として存在すること」が判明した時。

(BAT 管理値未満であってもご連絡願います。 また、「購入先から

購入している原材料」への含有が判っている場合は、製品の分析データ上 N.D.

(分析下限値未満) であっても、分析データと概算値を共にご連絡願います。)

(6) 購入先から上記 (4)、(5) に該当する含有化学物質に関する情報を入手した時。

## III. 提出方法

(1) 必ず各書式規定の提出ファイル形式でご提出下さい。

(2) ディ스플레이グループより 情報提供の依頼をさせて頂いた場合は、

原則として依頼日より 14 日以内に各種資料をご提出願います。

上記期限までの回答が困難な場合は、依頼日より 7 日以内に回答予定日をご連絡願います。

(3) 複数の資料依頼に対し回答予定日が各々異なると予測される場合は、完成した資料から順次ご提出願います。

#### IV. お問い合わせ窓口

(1) ディ스플레이品質保証部：077-586-8482

(2) ディ스플레이グループ 情報提供依頼元

#### 【改訂履歴】

版数	制定／改定日	改定内容
第1版	2016.03.30	初版制定
第2版	2019.08.08	会社統合による名称変更 提出書式変更
第3版	2023.10.17	全体：会社名称変更、削除 KC-DS⇒ディスプレイ、KYDT⇒KTC、KYDZ 削除 2.I.表：JAMA シートの記載削除 分析データ提出を必須から要求時へ変更 2.II.(5)：例) 追記 2.II.(6)：追記